

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 及び住所	クレハ建設（株）	福島県いわき市錦町綾ノ町16	
2. 指名停止措置期間	令和8年4月6日から令和8年7月5日まで（3か月）		
3. 指名停止措置の適用範囲	稲敷市が発注する建設工事等		
4. 事実概要	<p>クレハ建設（株）は建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者との間で、同法施行令第1条の2第1項に規定する額を超える下請契約を締結した。</p> <p>当該事実が同法第28条第1項第6号に該当するとして、国土交通省東北地方整備局から令和7年12月22日付けで営業停止処分を受けた。</p>		
5. 指名停止理由	<p>このことは、「稲敷市契約事務等に関する規程」（平成17年稲敷市告示第2号）別表第3第17号「建設業法違反行為」に該当する。</p> <p>（稲敷市契約事務等に関する規程別表第3） 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準</p>		
	措置要件	期間	
	1～16（略）		
	<p>（建設業法違反行為）</p> <p>17 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>（1） 指示処分を受けたとき。</p> <p>（2） 営業停止処分を受けたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から3か月以上9か月以内</p>	
	18～19（略）		